

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の懲戒に関する規程

平成19年3月23日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における職員の懲戒処分については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第36条及び第37条、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号。以下「有期契約職員就業規則」という。）第33条及び第34条、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号。以下「教育研究系有期契約職員就業規則」という。）第34条及び第35条並びに国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号。以下「無期契約職員就業規則」という。）第37条及び第38条に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(懲戒の原則)

第2条 職員は、教員については教育研究評議会の審査、教員以外の職員については人事審査委員会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 懲戒処分は、就業規則第36条第1項各号、有期契約職員就業規則第33条各号、教育研究系有期契約職員就業規則第34条各号及び無期契約職員就業規則第37条各号に掲げる事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことはできない。懲戒事由が設けられる以前に行った行為に対しても同様とする。

3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

4 懲戒処分は、同じ程度に違反した非違行為に対して、就業規則第37条各号、有期契約職員就業規則第34条各号、教育研究系有期契約職員就業規則第35条各号及び無期契約職員就業規則第38条各号に掲げる懲戒の種類及び内容が異なってはならない。

(審査の申立て等)

第3条 次に掲げる部局の長（以下「部局長」という。）は、所属する職員に係る審査事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、処分の検討が必要と認めたときは、学長に対して審査申立てを行うものとする。

- (1) 先端科学技術研究科
- (2) 総合情報基盤センター
- (3) 学内共同教育研究施設
- (4) 保健管理センター

- (5) 戦略企画本部
 - (6) 教育推進機構
 - (7) 研究推進機構
 - (8) 監査室
 - (9) 環境安全衛生管理室
 - (10) 男女共同参画室
 - (11) 地域共創推進室
 - (12) 事務局
- 2 学長は、部局長から審査申立てがあったときは、当該審査の対象が教員の場合にあっては教育研究評議会、教員以外の職員にあっては人事審査委員会に附議するものとする。
- 3 学長は、部局長からの審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要と認めるときは、教育研究評議会又は人事審査委員会に附議できるものとする。

(教育研究評議会による審査)

第4条 教育研究評議会は、審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した審査説明書(別紙様式第1号)を交付しなければならない。ただし、審査を受ける者が所在不明の場合は、この限りではない。

- 2 教育研究評議会は、審査を受ける者が審査説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 3 教育研究評議会は、審査を行う上で必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

(人事審査委員会による審査)

第5条 人事審査委員会の構成は、事案に応じてその都度、人事労務担当理事が定める。

- 2 人事審査委員会は、審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した審査説明書(別紙様式第1号)を交付しなければならない。ただし、審査を受ける者が所在不明の場合は、この限りではない。
- 3 人事審査委員会は、審査を受ける者が審査説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 人事審査委員会は、審査を行う上で必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

(懲戒処分の決定)

第6条 懲戒処分は、教育研究評議会又は人事審査委員会の審査の結果を受け、役員会の議を経て学長が決定する。

(懲戒処分の量定)

第7条 量定については、懲戒処分標準例(別表)によることを原則とする。

- 2 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例に掲げる取扱いを参考として量定を判断し、懲戒処分とすることがある。
- 3 量定の決定に当たっては、次に掲げる事項及び諸般の事情を総合的に考慮の上決定するものとする。
 - (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響
 - (5) 過去の非違行為の有無
 - (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

(懲戒処分書及び処分説明書の交付)

第8条 懲戒処分は、職員に懲戒処分書(別紙様式第2号)及び処分説明書(別紙様式第3号)を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第9条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び処分説明書(以下「懲戒処分書等」という。)を職員に交付したときに発生するものとする。

- 2 懲戒処分書等の交付を行うに際して、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書等の交付があったものとみなす。

(申立て部局への通知)

第10条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、被処分者が所属する部局長へ審査の内容を通知しなければならない。

(不服審査の申立て)

- 第11条 懲戒処分に不服のある職員は、懲戒処分書等の交付後、14日以内に学長に対して不服審査を申し立てることができる。
- 2 不服審査の手続きについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)
- 2 この規程は、職員が施行日以前に行った就業規則第36条、有期契約職員就業規則第33条及び教育研究系有期契約職員就業規則第34条の規定に該当す

る行為に対しても適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

審 査 説 明 書

(氏 名)	(現職名および職務の級)
(審査の内容)	
<p>{教育研究評議会・人事審査委員会}は、上記について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の懲戒に関する規程{第4条・第5条}の規定により、懲戒処分の審査を行うことを決定した。よって、この審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 () 会 議長・委員長 ⑩</p>	
(決定日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日
<p>(教示) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の懲戒に関する規程{第4条第2項・第5条第3項}の規定により、この審査説明書を交付した後14日以内に、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学{教育研究評議会・人事審査委員会}に対し、請求した場合は、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。</p>	

別紙様式第2号（第8条及び第9条関係）

懲戒処分書

(氏名)	(現職名および職務の級)
(処分の内容)	
(発令日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長	

処 分 説 明 書

1. 処分者		
任命権者 氏名		
2. 被処分者		
所属	氏名（ふりがな）	
職 名		
3. 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条文	処分の種類及び程度	
刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日		
処分の理由		

別表（第7条関係）

懲戒処分標準例

事 案 内 容	懲戒 解雇	諭旨 解雇	停職	減給	戒告
【一般サービス関係】					
無断欠勤					
10日以内				○	○
11日以上20日以内			○	○	
21日以上	○	○	○		
遅刻・早退（繰り返し）					○
勤務態度不良（職場離脱、職務怠慢等）				○	○
職場内秩序びん乱					
職員又は学生に対する暴行			○	○	
職員又は学生に対する暴言				○	○
虚偽報告					
重大な経歴詐称	○	○	○		
諸手当、休暇、兼業等の申告				○	○
研究活動によるデータ捏造等の不正行為	○	○	○	○	○
研究成果その他業務に関する報告			○	○	○
利益相反行為（業務に重大な支障を生じさせた場合）	○	○	○		
秘密漏洩（業務に重大な支障を生じさせた場合）	○	○	○		
入札談合等に関する行為	○	○	○		
個人の秘密情報の目的外収集				○	○
ハラスメント行為	○	○	○	○	○
障害者に対する差別又は合理的配慮の不提供	○	○	○	○	○
【大学財産取扱い関係】					
横領、窃取、詐取	○				
紛失					○
盗難（重過失）					○
失火					○
大学財産損壊（故意又は重過失）				○	○
大学財産処理不適正（公金流用等）				○	○
コンピュータの不適正使用				○	○
【業務外非行関係】					
放火、殺人、強盗	○				
麻薬・覚せい剤等の所持・使用	○				
横領、詐欺、恐喝、窃盗	○	○	○		

傷害		○	○	○	
暴行・けんか				○	○
淫行	○	○	○		
痴漢行為	○	○	○	○	
器物損壊、酩酊による迷惑行為				○	○
賭博			○	○	○
飲酒運転・交通事故・交通法規違反					
酒酔い運転	○	○	○		
酒酔い死亡事故又は傷害事故	○				
酒気帯び運転	○	○	○	○	
酒気帯び死亡事故又は傷害事故	○	○	○		
飲酒運転者への車両提供又は飲酒運転車両への同乗行為等	○	○	○	○	○
死亡事故又は重篤な傷害事故	○	○	○	○	
傷害事故			○	○	○
その他悪質な交通法規違反			○	○	○
【倫理関係】					
利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること	○	○	○	○	○
利害関係者から金銭の貸付けを受けること				○	○
利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること			○	○	○
利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること	○	○	○	○	○
利害関係者から未公開株式を譲り受けること			○	○	
利害関係者から供応、遊技又はゴルフの接待を受けること				○	○
利害関係者から旅行の接待を受けること			○	○	○
利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること					○
利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること					○
利害関係者をして、第三者に対し前記に掲げる行為をさせること	○	○	○	○	○
【監督責任関係】					
指導監督不適正				○	○
非行の隠蔽、黙認			○	○	